

建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格等の
算定方法の一部改正について

建設工事に係る，最低制限価格及び低入札調査基準価格等の算定方法を，下記のとおり改正します。

記

1 改正内容

(1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定

改正後	改正前
①「直接工事費の100%」	①「直接工事費の100%」
②「共通仮設費の100%」	②「共通仮設費の100%」
③「 <u>現場管理費の 80%</u> 」	③「 <u>現場管理費の 70%</u> 」
④「一般管理費の 30%」	④「一般管理費の 30%」

(2) 低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	改正前
下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。 【項目別基準】 「項目別基準」は変更なし 【総額基準】 (5) 入札価格が，下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または，⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。 ①「直接工事費の100%」 ②「共通仮設費の100%」 ③「<u>現場管理費の 80%</u>」 ④「一般管理費の 30%」 ⑤「比較価格の 3%」 ⑥「直接工事費の 95%」 ⑦「共通仮設費の 90%」 ⑧「<u>現場管理費の 80%</u>」 ⑨「一般管理費の 30%」	下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。 【項目別基準】 (1) 直接工事費が市設計額の75%未満である。 (2) 共通仮設費が市設計額の70%未満である。 (3) 現場管理費が市設計額の70%未満である。 (4) 一般管理費が市設計額の30%未満である。 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は，諸経費が市設計額の55%未満である。 【総額基準】 (5) 入札価格が，下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または，⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。 ①「直接工事費の100%」 ②「共通仮設費の100%」 ③「<u>現場管理費の 70%</u>」 ④「一般管理費の 30%」 ⑤「比較価格の 3%」 ⑥「直接工事費の 95%」 ⑦「共通仮設費の 90%」 ⑧「<u>現場管理費の 70%</u>」 ⑨「一般管理費の 30%」

2 適用

平成23年12月1日以降に公告する案件から適用します。

※詳細については，「入札参加者の心得」及び公告文添付の「共通事項」をご確認ください。